## 事 前 評 価 調 書(案)

I 事業概要						
事業名	道路事業					
地区名	主要地方道 豊田安 城線(豊田工区)					
事業箇所	豊田市桝塚西町~豊田市福受 町					
事業のあ らまし	主要地方道豊田安城線は、東名高速道路豊田 IC を起点とし、豊田市から安城市に至る幹線道路であり、その先はいくつかの県道を経て、衣浦港に繋がっていることから、西三河内陸部の工業地帯と港を結ぶ重要な幹線道路である。また、愛知県においては第二次緊急輸送道路として位置付けられており、防災上重要な路線でもある。豊田市内においては、本事業区間沿線には自動車関連工場や運送会社が立地しており、物流交通の需要が多いほか、東名高速道路豊田上郷スマート IC の開通により、交通需要が増加している。しかしながら、本事業区間より北側及び南側の一部区間は既に4車線以上で供用されており、本事業区間のみ2車線で供用されているため、朝夕における慢性的な交通渋滞を引き起こす原因になっている。これらのことから、「高規格幹線道路へのアクセス性向上」、「地域の主要渋滞箇所の渋滞の緩和」、「緊急輸送道路のネットワーク強化」のため、4車線化整備を行うものである。					
事業目標	【達成(主要)目標】 (1)陸・海・空一体の国際競争力の強化(高規格幹線道路へのアクセス性向上) (2)地域の活性化(地域の主要渋滞箇所の渋滞緩和) (3)地震・津波対策(緊急輸送道路ネットワークの強化) 【副次目標】					
事業費	事業費			内訳		
尹 未 貝	30.0億円	■工事費 1	5.4億円、■用袖	輔費 11.6億円、	. ■その他 3.0	) 億円
事業期間	採択予定年度	2024 年度	着工予定年度	2025 年度	完成予定年度	2033 年度
事業内容	現道拡幅(延長 L=1.6km、車線数:4車線、幅員 W=22.75m)					
Ⅱ 評価	II 評価					

#### 1) 必要性

①事業の必要性

- (1) 陸・海・空一体の国際競争力の強化
- ・重要港湾名古屋港や三河港への移動時に経由する東名高速道路や衣浦港、周辺の生産拠点を結ぶ重要な区間を担っている。特に周辺に立地する生産拠点及び物流拠点から衣浦港や豊田上郷スマート IC を結ぶアクセスルートであるため、さらなる物流の効率化を図る必要がある。
- ・また、豊田市内においては、本事業区間沿線には自動車関連工場や運送会社が立地しており、物流交通の需要が多いほか、東名高速道路豊田上郷スマート IC の開通により、当該事業区間の交通量が、13,600 台/日(H27 センサス)から 15,952 台/日(R3 センサス)に増加するとともに、大型車混入率が 26.3%(12h)と高く、混雑度が 1.41 と慢性的に渋滞しており、国際競争力を強化する基盤整備が必要である。

#### (2) 地域の活性化

- ・本事業区間の北側や南側の一部は既に4車線以上で供用されており、本事業区間のみ2車線で供用されているため、朝夕における慢性的な交通渋滞を引き起こす原因になっている。
- ・主要地方道名古屋岡崎線との接続部である福受町下ノ切交差点は、地域の主要渋滞箇所に指定されており、交通の円滑化を図る必要がある。
- (3) 地震·津波対策
- ・主要地方道豊田安城線は第二次緊急輸送道路として位置づけられており、周辺には各種防災拠点が立地することから緊急時の避難・救助機能や災害時の円滑な通行機能の向上を図る必要がある。
- 〇都市計画変更
- ・2024年3月に安全で円滑な交通処理を図るため、車線数を変更するとともに、現行の道路 構造令に基づき自転車通行帯を設置する都市計画変更を行った。

(変更延長 1,600m、変更幅員 20m→22.75m)

Α

A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。

B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。

#### 判定

#### 【理由】

高規格幹線道路へのアクセス性向上、地域の主要渋滞箇所の渋滞緩和及び緊急輸送道路ネットワーク強化のため、事業実施の必要性が高い。

## 1) 貨幣価値 化可能な 効果(費 用対効果 分 析 結

果)

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果)】

	区分		事業採択時 (基準年: 2024 年度)	備考
#.0	事業費		23.5	
費用(億円)	維持管理費		0.8	
	合計	(C)	24.4	
	走行時間短縮	便益	65.4	
	走行経費減少	便益	3.5	
効果	交通事故減少	便益	1.0	
(億円)	合計	(B)	69.9	
	(参考) 算定要因	計画交通量 (台/日)	24,500	
費用対	対効果分析結果	(B/C)	2.9	

※四捨五入により端数が合わない場合がある。

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

費用便益分析マニュアル(令和5年12月 国土交通省 道路局 都市局)に基づき実施。

- 2) 貨幣価値 化困難な 効果
- ・貨幣価値化困難な効果として、「物流の拠点となる空港・港湾(主要物流拠点)・生産拠点への定時性の確保」、「広域交通性の向上」、「主要な渋滞箇所の渋滞の緩和・沿道環境の改善」、「広域的な防災機能の向上」がある。
- ・「貨幣価値化困難な効果評価基準表」に基づき評価した評価は0.92である。

				貨幣価値化困難な効果 評価基準表			
	達成目標 (社会資本整備方針)	評価 対象 の判断		評価項目	基礎点	得点	
	①陸・海・空一体の国際競争力 の強化		_	a) 物流の拠点となる空港・港湾(主要物流拠点)・生産拠点への定時性の確保が期待できる	MAX3		
	の強化			■ 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の慢性的な混雑(混雑度1.25以上)を緩和する事業に該当する	3	3	
				□ 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス道路の混雑(混雑度1.0以上)を緩和する事業に該当する	2	3	
				□ 主要物流拠点・生産拠点へのアクセス性の向上に資する道路事業に該当する	1	1	
		0		b) 広域交通性の向上が期待できる	MAX3		
				■ 高規格幹線道路・地域高規格道路へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	3	3	
あ				□ 指定市、中核市、特例市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	2		
いち				□ 日常活動圏の中心都市へのアクセス性の向上に資する道路整備に該当する	1		
を			슴왉		6		
高める	②地域の活性化			a) 主要な渋滞箇所の渋滞の緩和・沿道環境の改善が期待できる	MAX3	1	
				<ul><li>■ 地域の主要渋滞箇所の渋滞緩和に資する事業、または踏切道改良促進法により指定された踏切の除却に 係る事業に該当する</li></ul>	3	3	
		0		□ 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業に該 当する	2	3	
				□ その他渋滞緩和に資する事業に該当する	1		
			슴앍		3		
2	③地震・津波対策の推進			a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3		
あ	④風水害対策の推進			□ 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3	2	
5 6		0		■ 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2		
ちを				□ 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1		
夺			슴음		3		
合金	Ħ				12	11	
_							

道路・街路事業の事業評価マニュアル (令和6年2月 愛知県建設局道路維持課・道路建設課 都市交通局都市基盤 部都市整備課)

Α

A: 十分な事業効果が期待できる。

B: 十分な事業効果が期待できない。

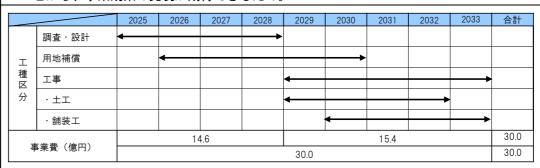
判定

### 【理由】

・B/Cは1.0を超えており、貨幣価値化困難な効果の評価値についても0.6を超えていることから、事業効果の発現が期待できるため。

③事業の実効性

## 1) 事業計画



# 2) 地元の合意形成

都市計画変更手続きに基づき、説明会を開催している。自治体からの要望もあるため、今後 は沿線地権者に対し早期に事業説明を行い、理解を得ていく。

3) 環境への 影響 事業区間の沿線の多くは農業用地であるが、一部工場や住宅もあるため、工事の振動・騒音を低減させる重機・機器等を使用することで、周辺環境への配慮に努める。

判定

## Α

A: 事業計画の実効性が期待できる。

B: 事業計画の実効性が期待できない。

#### 【理由】

円滑な事業推進に向けた環境が整っており、事業の実効性が確保されている。

④事業手法の妥当性	1) 代替案の	・当該路線はルートが都市計画変更済みで、接続する周辺区間は完成4車線で整備済みであ				
	比較検討	ることから、都市計画ルートでの整備が妥当である。				
	結果					
	判定	Α	A: 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段 が最も妥当である。			
		^	B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。			
		【理由】				
		都市計画決定されたルートであり、周辺には工場や物流拠点が立地していることを踏まえる				
		と沿線への影響が小さく、妥当である。				

## Ⅲ 対応方針(案)

事業実施

事業実施が妥当である。: 上記①~④の評価ですべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

が妥当で

ある

## Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

交通量 (全車、大型車)、旅行速度、混雑度

V 事業評価監視委員会の意見

VI 対応方針